

第 51 期定時株主総会資料

〔 電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項 〕

事業報告

- ・ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ・ 剰余金の配当等の決定に関する方針

連結計算書類

- ・ 連結注記表

計算書類

- ・ 個別注記表

(2024 年 4 月 21 日から 2025 年 4 月 20 日まで)

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

株式会社ダイサン

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、『社是』『企業理念』『基本方針』『パーパス』『ビジョン』『バリュー』『営業方針』『品質方針』『安全衛生管理方針』に関し、代表取締役が、その精神を役職者はじめ全使用人に、継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守及び清廉潔白、公明正大が企業活動の原点であることを周知徹底します。

代表取締役は、企業がその事業活動に対して求められている社会的要請を実現するための体制をコンプライアンス体制と位置付け、経営企画室をコンプライアンス全体に関する総括責任部門とし、コンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたります。

監査等委員会及び内部監査室は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令及び定款上の問題の有無を調査し、監理委員会を通じて取締役会に報告します。取締役会は、適宜コンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理についての総括責任部署を経営企画室とし、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」及び「IT管理規程」に定め、当該情報を文書または電磁的媒体に記録し、整理・保存します。

監査等委員会は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているか監査し、必要に応じて取締役会に報告します。「文書管理規程」及び「IT管理規程」は、必要に応じて適宜見直し、改善を図るものといたします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスクを統括的に管理する部門は経営企画室とし、各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門毎のリスク管理体制を確立します。カテゴリー毎のリスクを体系的に管理するため、既存の「経理規程」「与信債権管理規程」「安全衛生管理規程」「固定資産管理規程」「事業所管理規程」「非常災害対策規程」等を制定します。

監査等委員会及び内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を監理委員会を通じて取締役会に報告します。取締役会は、適宜リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営企画室は、中期経営計画及び年次経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるように監督します。各部門担当取締役・執行役員・部長・リーダーは、経営計画及び「組織関連規程」に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務執行体制を決定します。経営企画室は、その遂行状況を各部門担当取締役・執行役員・部長・リーダーに取締役会・経営会議・その他部門会議等において定期的に報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図ってまいります。

また「組織関連規程（組織規程・職務権限規程等）」は、必要に応じて適宜見直し、改善を図るものいたします。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

代表取締役は、「①」で述べた「コンプライアンス全体に関する総括責任部門」のほかに、各部門の部長・リーダーをコンプライアンス推進責任者として任命し、グループ全体のコンプライアンスを推進できる体制にいたします。

また、施工・営業・製造部門の担当取締役・執行役員は、既存の「外注管理規程」等に基づき、グループにおける業務の適正を確保させます。

監査等委員会及び内部監査室は、グループにおける業務の適正が確保されているかを監査し、取締役会、監理委員会に報告します。

取締役会は、グループにおける業務の適正を確保するための体制について適宜見直し、問題点の把握と改善に努めます。

⑥ 子会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」を制定し、関係会社の範囲や業務統括部署、関係会社に対する議決権の行使や内部監査の実施等、子会社の業務の適正を確保するための体制を定めております。

なお、子会社の評価に関わらず、業績を含めた財務状況と経営課題の報告、取組みの進捗については、毎月1回の定例会議にて情報共有を行うようにしております。

⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査等委員会と協議の上、内部監査室員及び内部統制委員会委員を監査等委員を補助すべき使用人として指名することができます。

監査等委員会が指定する補助すべき期間中、当該使用人に関しては、監査等委員に指揮権が移譲したものととして、監査等委員会以外の取締役の指揮命令は受けず、また、監査等委員会の同意なしに解任することができないものとします。

⑧ 監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、経営会議及び各委員会並びに各部門会議等、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を法令・定款及び「監査等委員会規程」等社内規程に基づき、監査等委員会に報告するものといたします。

監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席するとともに、稟議書類等、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることといたします。

また、「監査等委員会規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査等委員は、内部監査室及び会計監査人と情報の交換を行うなど連携を保ちながら、自らの監査結果の達成を図ってまいります。

⑨ 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を通知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定した「内部通報規程」の周知徹底に取り組んでおります。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するために、「内部統制運用規程」を制定するとともに、「内部統制委員会」を設置して、内部統制の確実な運用と継続的改善を図ってまいります。

⑪ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務の執行上必要とする費用等については、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

⑫ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力や団体に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。

また、反社会的勢力による不当要求等への対応を所管する部署を経営企画室と定め、事案発生時の報告及び対応に係る規程等の整備を行うとともに、警察等関連機関との情報交換及び連携を図ってまいります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 全社における法令及び社会倫理を遵守するための体制の運用状況

- ・ 当社は、全ての役職員、使用人について、法令及び社会倫理を遵守するための基本的な指針として、「企業倫理規程」及び「企業倫理綱領」を定めております。また、当該規程を全ての役職員が共有し、意識しやすくするために、「バリュー」を定め、全事業所に掲示すると共に、社員の利用するグループウェア上で、誰でも閲覧できるようにしております。

なお、「バリュー」については、当社のウェブサイト（<https://www.daisan-g.co.jp/company/vision/index.html>）にて公開しております。

- ・ 代表取締役は、全ての役職員、使用人が法令及び社会倫理の遵守に努められるよう、『社是』『企業理念』『基本方針』『パーパス』『ビジョン』『バリュー』『営業方針』『品質方針』『安全衛生管理方針』の周知徹底を図り、当社に対する社会的要請を反映するため、適宜見直しを行っております。
- ・ 子会社においても、「企業倫理規程」と「行動準則」を定め、全ての役職員、使用人について、法令及び社会倫理を遵守するための基本的な指針としております。
- ・ 監査等委員会及び内部監査室は、内部監査業務により連携を図り、全社的なコンプライアンスの状況を調査し、適宜、監理委員会を通じて取締役会に報告を行っております。
- ・ 子会社においても内部通報手段の確立と通報者の保護強化を図るために、内部通報に係る適切な体制を整備しております。

② 全社的なリスク管理体制の運用状況

- ・ リスク管理体制の基盤となる、全社及び部門毎の関連規程については、適宜見直しを行い、規程の遵守状況の評価については、経営企画室における審査業務と、内部監査室が実施する内部監査業務を中心に行い、個別での是正指導や監査等委員会、監理委員会、経営会議への報告を通じて、リスクに応じた適切な対応を行っております。
- ・ リスクへの対応については、経営企画室が統括的に管理しておりますが、リスクの重要性に応じ、顧問弁護士をはじめ弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士など各業務分野に関わる職業的専門家から、適時アドバイスを受ける体制を構築し、事前のリスク回避を行っております。また、在外子会社への対応については、国際業務に優れる各分野の専門家を利用し、事前のリスク回避に努めております。

③ 取締役の職務が適正かつ効率的に執行される体制の運用状況

- ・ 当社は、監査等委員会設置会社ですが、議決権のある監査等委員である取締役を置くことにより、業務執行取締役に対する、より一層の監査・監督機能の強化を行っております。また、執行役員を選任することで、取締役会における意思決定の迅速な執行体制の運用を行っております。
- ・ 取締役会において決定された業務執行に関する事項については、経営会議や4つの専門委員会（中央安全衛生、監理、人事、内部統制）での合議により、具体的な執行内容の決定と進捗管理が行われ、各部門においては、決定された事項、経営計画及び「組織関連規程」に基づき、具体的な施策及び効率的な業務の執行と進捗の報告が行われています。

- ・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理につきましては、関連する規程に則り、適切な運用を実施しております。また、情報技術に関する機器を通して、外部へ情報が流出するリスク並びに外部より侵入されるリスクを低減するため、ＩＴ資産管理及び情報漏えい対策のための仕組みを導入しております。

④ 監査等委員会の職務が適正かつ効率的に執行される体制の運用状況

- ・監査等委員会は、社外取締役である監査等委員2名と取締役である常勤監査等委員1名で構成しております。監査等委員会は、法令、定款及び「監査等委員会規程」等に従い、監査等委員会の開催と、取締役会等の重要な会議への出席、重要書類の閲覧、業務、財産状況の調査等を通じて、取締役会及び業務執行取締役の業務執行の妥当性、適法性の監査・監督を行っております。
- ・監査等委員会は、内部監査室と常に相互連携を行い、監査対象についてのリスクを適時に把握するため、日常的なモニタリング結果をはじめ、定期的な往査による監査結果の情報共有、共同での監査を実施するなど、効率面に留意しながらも、効果的な監査となるよう、業務を執行しております。
- ・社外取締役である監査等委員につきましては、遠隔にて社内の状況が把握できるように、全ての役職員が使用するグループウェアの閲覧権限を設定しております。

⑤ 内部監査の状況

- ・内部監査については、監査等委員会の直属として内部監査室を設置し、「内部監査規程」及び年度計画に基づき、経営的見地から内部監査を行っております。監査結果は監理委員会にて結果報告を行い、課題があれば必要に応じ、週に1回開催される経営会議にて改善指示等を上程しております。
- ・内部監査室と会計監査人との連携について、内部監査室の監査結果について、財務報告に係る内部統制の評価に関わる内容を中心に情報共有を図り、健全な統制環境が維持できるよう、連携を深めております。
- ・在外子会社の内部監査について、使用する会計システムが適時に閲覧できるよう整備し、日常的モニタリングが行える仕組みを導入しております。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元と業績を拡大していくための内部留保とのバランスを考慮し、適切な配当を行うことを基本方針としております。

なお、内部留保金につきましては、継続的な業績の伸張を図るため、事業拡大と経営基盤の強化に対し、重点的に投資を行ってまいります。

当事業年度（2025年4月期）におきましては、企業価値の向上と株主の皆様への還元の結びつきをより明確にできるよう、配当性向30%、もしくは株主資本配当率（DOE）2.0%のうち、いずれか高い方を下限として利益配分させていただくことを基本方針といたしました。

このような方針の中で、当事業年度（2025年4月期）は期末配当金13円の1株当たり年間配当金24円となります。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 1 社
- ・ 主要な連結子会社の名称 Mirador Building Contractor Pte. Ltd.

(2) 非連結子会社の状況

- ・ 主要な非連結子会社の名称 株式会社システムイン国際
Golden Light House Engineering Pte. Ltd.
Daisan Asia Pacific Pte. Ltd.
PT DAISAN MINORI INDONESIA
- ・ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(3) 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況 該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法非適用会社の数 4 社

持分法非適用会社の名称

株式会社システムイン国際 他 3 社

持分法非適用会社 4 社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のMirador Building Contractor Pte. Ltd.の決算日は1月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関係会社出資金 移動平均法による原価法

満期保有目的の債券 定額法による償却原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

デリバティブ 時価法

棚卸資産

商品・原材料 移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

製品・仕掛品 総平均法による原価法（連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品 先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

賃貸用仮設材

購入年度別の総平均法による原価法に基づく取得価額から使用可能期間で均等償却した減耗費を控除する方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備と構築物については、定額法を採用しております。在外子会社は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～38年

構築物 10～15年

機械及び装置 2～10年

投資不動産 60年

無形固定資産 (リース資産を除く)	定額法 自社利用のソフトウェア 5年 のれん 10年～15年
リース資産	所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
使用権資産	使用権資産は、リース期間にわたり定額法により減価償却を行っております。
(3) 重要な引当金の計上基準	
貸倒引当金	売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
債務保証損失引当金	債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。
(4) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準	
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。	
(5) 収益及び費用の計上基準	
・ 施工サービス事業	
施工サービス事業では、クサビ式足場「ビケ足場®」、次世代足場「レポルト®」等の施工サービスの提供、部材のレンタルを行っております。当該履行義務のうち、施工サービスについては足場部材の組立・解体時の一時点で充足されるものであり、当該施工時点において収益を認識しております。両作業への取引価格の配分は、発生する工数から算出した割合としております。部材のレンタルについては、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づき、収益を認識しております。	

・製商品販売事業

製商品販売事業では建築金物・仮設機材の製造・販売を行っており、顧客への製商品の引渡し時点で製商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しておりますが、出荷時から製商品の支配が移転されるまでの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

・海外事業

海外事業では、主にプラントのメンテナンス向けに、足場工事を中心とした熱絶縁工事や電気工事などの付帯工事、人材派遣を行っております。当該履行義務のうち、工事については顧客による検収が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、検収の一時点で収益を認識しております。人材派遣については、契約に基づき労働力を提供するものであるため、派遣社員による労働力の提供に応じて履行義務が充足されると判断し、派遣期間の稼働実績に応じて収益を認識しております。

（会計方針の変更に関する注記）

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	2,813,467千円
無形固定資産	100,638千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

固定資産を評価するにあたり、当社グループでは固定資産の減損に係る会計基準に従い、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として資産のグルーピングを行い、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている場合等において、固定資産の減損の兆候を把握しております。

減損の兆候があると認められた資産又は資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローを算定し、これが帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識すべきと判断しますが、割引前将来キャッシュ・フローの基礎となる将来の事業計画の見積りにおいては、重要な仮定（国内の営業拠点については事業に関連する市場（住宅、リフォーム及び大型建築物）の成長率等）をおいており、その仮定には不確実性が伴います。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	6,324千円
土地	408,289千円
計	414,613千円
上記に対応する債務	－千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,264,834千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 7,618,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年5月31日 取締役会	普通株式	70,541千円	11.00	2024年4月20日	2024年6月20日
2024年10月31日 取締役会	普通株式	70,541千円	11.00	2024年10月20日	2024年12月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年6月3日の取締役会において、次のとおり決議する予定であります。

・配当金の総額	83,366千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たりの配当額	13.00円
・基準日	2025年4月20日
・効力発生日	2025年6月20日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、投機的な投資は行わない方針であり、低リスクの金融商品に限定しております。また、資金調達については、銀行等の金融機関からの借入や社債発行により行う方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券については、市場価格の変動リスクや発行体の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財政状況等の把握を行っております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金及びリース債務の使途は運転資金及び設備投資資金であり、金利の変動リスクに晒されておりますが、固定金利による借入及び発行を実施し、リスクの低減を図っております。

また、支払手形及び電子記録債務、ならびに買掛金及び借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

デリバティブ取引については、為替変動リスクを軽減するために為替予約を利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年4月20日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位:千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 受取手形、売掛金及び契約資産	1,875,193	1,875,193	－
(2) 投資有価証券 その他有価証券	3,203	3,203	－
資 産 計	1,878,396	1,878,396	－
(3) リース債務（流動負債）	109,412	109,411	△1
(4) 長期借入金	592,255	566,963	△25,291
(5) リース債務（固定負債）	41,361	41,364	3
負 債 計	743,029	717,739	△25,289

（注）1. 現金及び預金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は次の通りであり、「2. 金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

・関係会社株式214,623千円については、市場価格がなく、時価開示の対象としておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な影響を与えるインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位:千円)

区分	時 価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
投資有価証券 其他有価証券 株式	3,203	－	－	3,203

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:千円)

区分	時 価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
受取手形、売掛金及び契約資産	－	1,875,193	－	1,875,193
リース債務（流動負債）	－	109,412	－	109,412
長期借入金	－	592,255	－	592,255
リース債務（固定負債）	－	41,361	－	41,361

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は、取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

受取手形、売掛金及び契約資産

割賦売掛金を除き、これらは短期間で決済されるため、時価は簿価にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。割賦売掛金については、決済が長期にわたる債権であるため、元利金の合計額を、同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。変動金利によるものは、金利が一定期間ごとに更改される条件となっていることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

なお、1 年内返済予定の長期借入金も含めて表示しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自2024年4月21日 至2025年4月20日）

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	合計
	施工サービス事業	製商品販売事業	海外事業	計		
日本	7,047,781	1,181,277	－	8,229,059	60,111	8,289,171
シンガポール	1,450	－	2,363,632	2,365,082	－	2,365,082
その他	1,400	－	－	1,400	－	1,400
顧客との契約から生じる収益	7,050,631	1,181,277	2,363,632	10,595,541	60,111	10,655,653
その他の収益	181,880	－	－	181,880	－	181,880
外部顧客への売上高	7,232,512	1,181,277	2,363,632	10,777,422	60,111	10,837,533

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、業務受託料および保険代理店収入等であります。

2. その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」に基づくレンタル収益等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 5. 会計方針に関する事項

(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,877,303千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,841,962千円
契約資産（期首残高）	242,479千円
契約資産（期末残高）	209,340千円
契約負債（期首残高）	225,555千円
契約負債（期末残高）	185,682千円

契約資産は、顧客との契約について期末日時点で完了しておりますが、未請求の施工サービスに係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該施工サービスに対する対価は、解体完了時に請求しております。

契約負債は、主に施工サービスに関連して顧客から受領した前受金であり、履行義務の充足による収益の計上に伴い、取り崩されます。個々の契約により支払条件は異なるため、通常の支払期限はありません。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、224,301千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	868円01銭
2. 1株当たり当期純利益	52円28銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式	移動平均法による原価法
満期保有目的の債券	定額法による償却原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

(2) デリバティブ 時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・原材料	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
製品・仕掛品	総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
貯蔵品	先入先出法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(4) 賃貸用仮設材の評価基準及び評価方法

購入年度別の総平均法による原価法に基づく取得価額から使用可能期間で均等償却した減耗費を控除する方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備と構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7 ～ 38 年
構築物	10 ～ 15 年
機械及び装置	2 ～ 10 年

(2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

自社利用のソフトウェア	5 年
のれん	10 年

- (3) リース資産
- 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
- 売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
- 従業員に対する賞与の支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (3) 債務保証損失引当金
- 債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

・ 施工サービス事業

施工サービス事業では、クサビ式足場「ビケ足場®」、次世代足場「レポルト®」等の施工サービスの提供、部材のレンタルを行っております。当該履行義務のうち、施工サービスについては足場部材の組立・解体時の一時点で充足されるものであり、当該施工時点において収益を認識しております。両作業への取引価格の配分は、発生する工数から算出した割合としております。部材のレンタルについては、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づき、収益を認識しております。

・ 製商品販売事業

製商品販売事業では建築金物・仮設機材の製造・販売を行っており、顧客への製商品の引渡し時点で製商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しておりますが、出荷時から製商品の支配が移転されるまでの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

（会計方針の変更に関する注記）

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	2,287,870千円
無形固定資産	100,638千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

固定資産を評価するにあたり、当社では固定資産の減損に係る会計基準に従い、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として資産のグルーピングを行い、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている場合等において、固定資産の減損の兆候を把握しております。

減損の兆候があると認められた資産又は資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローを算定し、これが帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識すべきと判断しますが、割引前将来キャッシュ・フローの基礎となる将来の事業計画の見積りにおいては、事業に関連する市場（住宅、リフォーム及び大型建築物）の成長率等に重要な仮定をおいており、その仮定には不確実性が伴います。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建物	6,324千円
土地	408,289千円
計	414,613千円
上記に対応する債務	－千円

2. 有形固定資産の項目別減価償却累計額

建物	686,799千円
構築物	492,488千円
機械及び装置	580,923千円
車両及び運搬具	354千円
工具器具及び備品	331,873千円
リース資産	5,014千円

3. 保証債務

関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

Mirador Building	
Contractor Pte. Ltd.	1,954,080千円

4. 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債務	6,844千円
--------	---------

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高	26,143千円
------------	----------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	1,205,162株
------	------------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式評価損	455,501千円
減損損失	167,315千円
賞与引当金	59,239千円
資産除去債務	47,822千円
未払金	27,171千円
未払社会保険料	19,798千円
前払費用	11,987千円
未払事業税	9,132千円
棚卸資産評価損	6,245千円
借地権	5,714千円
償却超過	5,146千円
長期未払金	2,866千円
ゴルフ会員権評価損	1,804千円
貸倒引当金	1,114千円
その他	3,913千円
評価性引当金	△657,942千円
繰延税金資産合計	166,832千円
繰延税金負債	
資産除去債務（固定資産計上）	16,457千円
特定退職金共済拠出金前払	527千円
繰延税金負債合計	16,985千円
繰延税金資産の純額	149,847千円

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社などの名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Mirador Building Contractor Pte. Ltd.	直接100	債務保証 役員の兼任	債務 保証	1,954,080	－	－

(注) 債務保証は、金融機関からの借入金に対するものであります。なお、保証料の受領は行っておりません。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	824円74銭
2. 1株当たり当期純利益	30円00銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。